社会福祉法人明光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明光会(以下「法人」という)の定款第8条及び第2 1条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬 について定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、用語の定義は、以下の通り定めるところによる。
- (1) この法人の理事業務に専任で当たる理事を専任理事という。
- (2) この法人の施設長等を兼務し、給料を支給されている理事のことを兼務理事という。
- (3) 役員等のうち、専任・兼務の理事以外の者を非常勤役員等という。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。ここでいう報酬とは、月額報酬、理事会等会議の出席及びその他業務を行った際の報酬をいう。
- (1) 専任理事(理事長含) について、月額報酬を支給することができる。報酬額は別表に定めるものとする。
- (2) 兼務理事について、報酬を支給しないものとする。
- (3) 非常勤役員等について、理事会等会議の出席及びその他の業務を行った際の報酬を 支給することができる。
- (4) 専任理事、兼務理事の報酬額については評議員会で決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 役員等に対する報酬等は、原則として、現金で支給する。 ただし、本人の同意により、指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(役員等報酬の支給対象時間)

第5条 役員等報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を超 えた場合に限り支給するものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- この規程は、平成29年6月26日より施行する。
- この規程は、令和3年4月1日より施行する。(一部改正)

別表1 (専任理事の報酬)

法人及び事業の運営・決裁等のための出勤	月額300,000円
---------------------	------------

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

理事会等会議への出席	日額 10,000円		
上記の他、理事長の命による法人及び施設の運	無報酬		
営に関する業務			

(2) 監事

理事会等会議への出席	日額 10,000円
監事監査等の業務	日額 10,000円
上記の他、理事長の命による法人及び施設の運	無報酬
営に関する業務	

(3) 評議員

評議員会等会議への出席	日額 10,000円		
上記の他、理事長の命による法人及び施設の運	無報酬		
営に関する業務			